

7月豪雨、台風第9号及び8月豪雨による農地・農業用施設災害等の被害状況について

※令和3年10月29日時点

1. 農地・農業用施設等災害の被災状況について

(1) 農地・農業用施設災害

【単位：千円】

町名	農地		農業用施設						合計		
	箇所数	被害額	箇所数	内訳					被害額	箇所数	被害額
				ため池	頭首工	水路	道路	橋梁			
大東町	117	203,580	77	1	3	54	19	0	81,000	194	284,580
加茂町	39	36,500	25	0	2	9	14	0	23,830	64	60,330
木次町	258	442,970	138	3	1	82	51	1	173,130	396	616,100
三刀屋町	1,013	1,679,570	549	10	16	337	182	4	1,644,100	1,562	3,323,670
吉田町	226	455,310	134	0	15	80	38	1	330,820	360	786,130
掛合町	248	590,460	156	5	10	93	47	1	453,190	404	1,043,650
合計	1,901	3,408,390	1,079	19	47	655	351	7	2,706,070	2,980	6,114,460

※外数に農村生活環境施設2件（被害額60,000千円）あり

- ・ 査定予定件数（簡素化査定による箇所認定）
農地災害：809件
施設災害：307件
※簡素化査定の場合は、査定後に測量設計を行い、農政局による設計審査（再査定）を受けた後に工事発注を行う。
- ・ 令和3年度内発注見込み
査定件数の2割程度
- ・ 査定期間：10/7～12/10

(2) 林道災害 【単位：千円】

町名	路線数	箇所数	被害額
大東町	2	8	25,000
三刀屋町	3	42	179,000
吉田町	4	47	126,000
合計	9	97	330,000

- ・ 査定予定件数 59件
- ・ 令和3年度内発注見込み
査定件数の2割程度
- ・ 査定期間：11/8～12/3

(3) 林地崩壊 【単位：千円】

町名	箇所数	被害額
大東町	7	34,000
加茂町	1	12,000
木次町	12	71,600
三刀屋町	72	528,070
吉田町	9	89,800
掛合町	12	69,200
合計	113	804,670

- ・ 申請予定件数 71件
- ・ 令和3年度内発注見込み
申請件数の7割程度
- ※県単事業につき許可申請により事業実施

7月豪雨に伴う農地・農業用施設災害等に係る支援策について

1. 農地・農業用施設災害復旧事業に係る農家自己負担額等の見込み

【単位:千円】

No.	区分	10月29日現在			摘要
		箇所数	被害額	自己負担額	
1	農地	1,901	3,408,390	136,336	負担率:4%
2	農業用施設	1,079	2,706,070	54,121	負担率:2%
	計	2,980	6,114,460	190,457	

※令和3年10月29日時点の状況(被害額は概算金額)

2. 農地・農業用施設災害復旧事業の農家自己負担に係る支援策

(1)支援の目的

- ◆災害復旧事業に係る農家の自己負担を軽減することにより、本市の主要な農業の担い手である担い手農家の農業経営の維持安定や規模拡大を図るとともに、小規模農家の耕作放棄地の拡大、離農や転出等の防止を図り、本市の農業振興の進展を図るため。

(2)支援方針

- ①農地災害の自己負担4%の1/2軽減を図る。…………… **4%⇒2%(50%減)**
- ②担い手農家が利用権設定している農地の災害は、自己負担4%を免除する。… **4%⇒0%(100%減)**
- ③農業用施設は自己負担2%を免除する。…………… **2%⇒0%(100%減)**
- ④上記支援は、本災分(国補助対象・被害額40万円以上)と小災分(市単独施工・被害額13万円以上40万円未満)の全てを支援対象とする。

(3)支援方針の理由

- ①この度の災害は、災害救助法の適用や激甚災害の指定を受けるなど過去に例のない規模の災害となったことから、耕作放棄地の拡大や離農、転出等の防止を図るため、特例的に支援を行う。
- ②農地・農業用施設災害復旧事業に係る農家負担の軽減策として、市町村が農家負担の1/2以上を軽減する場合に、島根県が市町村の支援に係る起債の交付税措置を除いた実質負担分の一部を支援する考えであることから、本市でも基本的に農家負担の1/2の軽減を図る。
- ③担い手農家へ利用権設定している農地は、担い手農家と個人農家による災害復旧に向けた調整に大きな負担を要すことや、個人農家が災害復旧を断念した場合、担い手農家の経営継続や耕作放棄地の拡大など本市の農業振興に大きな悪影響を及ぼすことが想定されるため支援を強化する。
- ④頭首工や用水路等の農業用施設は被害金額が大きい箇所が多く、また受益者同士による災害復旧に向けた調整に大きな負担を要すことから支援を強化する。
- ⑤この度の災害により農地復旧や農業経営を断念しようとする農家の農地について、担い手農家が受皿となることや集落営農組織の法人化による営農強化等を促すことにより、耕作放棄地の拡大防止や本市の農業振興を図るため。

(4)担い手農家

- ①認定農業者
- ②認定新規就農者
- ③集落営農組織
- ④農業法人
- ⑤新たに担い手農家を希望する農家又は団体等の内、令和4年度末までに担い手農家になることが確実な者。
- ⑥上記の内、令和4年度以降、若しくは新たに担い手農家になってから、いずれも5年間以上の農業経営を維持・継続する意思がある者。

(5)支援対象となる利用権設定農地

- ①担い手農家へ既に利用権設定されている農地
- ②既存の担い手農家へ令和3年度末までに新たに利用権設定される農地
- ③新たな担い手農家の場合は、令和4年度末までに利用権設定される農地

(6)担い手農家数

No.	支援対象者	人・組織数	備 考
1	認定農業者	34	
2	認定新規就農者	2	
3	集落営農組織(法人)	25	
4	集落営農組織(任意)	67	大東20・加茂5・木次15・三刀屋12・吉田3・掛合12
5	農業法人	25	
計		153	

3. 県単林地崩壊防止事業に係る支援策

(1)自己負担率

	最高所得者の前年度の 市民税が非課税の場合	最高所得者の前年度の 市民税課税標準額が 250万円未満の場合	最高所得者の前年度の 市民税課税標準額が 250万円以上の場合
自己負担率	10.0%	12.5%	15.0%

(2)自己負担額の試算(自己負担率12.5%で算出)

【単位：千円】

No	事業名	10月29日現在			摘 要
		箇所数	被害額	自己負担額	
1	林地崩壊防止事業	71	543,000	67,875	負担率12.5%で算出
	計	71	543,000	67,875	

※令和3年10月29日時点の状況(被害額は概算金額)

(3)支援の目的

- ◆林地崩壊防止事業の自己負担を軽減することにより、生活基盤の復旧の推進や住み慣れた地域から市外等への人口流出の防止を図るため。

(4)支援方針

- ①自己負担率の1/2の軽減を図る。
- ②上記支援は、県単林地崩壊防止事業の採択を受ける全ての被災個所を対象とする。

(5)支援方針の理由

- ①この度の災害は、災害救助法の適用や激甚災害の指定を受けるなど過去に例のない規模の災害となったことから、転出等の防止を図るため、特例的に支援を行う。
- ②農地・農業用施設災害と同様に林地崩壊防止事業においても基本的に1/2の自己負担軽減を図る。